「仕送り誓約書」の提出について

被扶養者の認定にあたり、家族が別居している場合は、その家族の生活費が主として被保険者からの継続的な仕送りで賄われていることが条件となります。また、仕送り方法は、金融機関からの振込みとし、該当家族の口座へ定期的（毎月）に家族の収入額以上の金額*を仕送りしていることが必要となります。（手渡しは認められません。）

*送金額は、原則として対象者一人に対して 5 万円以上でなおかつ世帯収入を超える額としておりますが、家計の実態等を考慮し、総合的に判断いたします。

1.【扶養認定申請時に必要な提出書類】

＊下記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(1)「仕送り誓約書」

(2)「健康保険被扶養者(異動)届」

(3) 該当家族の年間収入額の確認できる書類

＊該当家族に同居者がいる場合は、同居者の年間収入額を確認できる書類も提出してください

(4)「被扶養者現況届」

(5)「世帯全員の住民票」＊それぞれの住民票

(6)「戸籍謄本」＊被保険者と該当家族の続柄が確認できるもの

(7)「銀行振込明細の写し」または「通帳の写し」等、定期的な送金を証明するもの

「自動送金依頼書の写し」は金融機関の受付印または確認印があるもの

＊送金日、送金額、送金者、受領者がわかるもの

2.【扶養認定 6 ヵ月経過後に必要な提出書類】

(1)「仕送り額確認書」

(2)「仕送り誓約書」をご提出された日以降 6 ヵ月分の「銀行振込明細の写し」または「通帳の写し」等、定期的な送金を証明するもの

＊送金日、送金額、送金者、受領者がわかるもの

＊「自動送金依頼書の写し」は、送金の事実確認ができないため不可

3.【提出の際の注意事項】

◆該当家族の収入合計額は、被保険者の仕送り額より少ないことが条件となります。

◆該当家族に対して仕送り可能な額かどうか、または、実質的にみて扶養可能かどうかを、被保険者の標準報酬月額を参考に判断しますので認められない場合があります。

◆該当家族に同居者がいる場合は、該当家族が主として誰によって生計維持されているか、家計の実態および社会的常識等を考慮して判断いたします。

お問い合わせ先
業務課(直通)03－3343－2803

記号－番号（　　－　　）

東京不動産業健康保険組合　理事長殿

「仕送り誓約書」

（被保険者氏名）　　（仕送りを受ける家族の氏名）

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は　＿＿＿＿＿＿＿＿に金融機関経由にて毎月＿＿＿＿＿円を生活費として定期的に仕送りをすることを誓約いたします。

また、扶養認定6ヵ月経過後、速やかに仕送りをした額(＊)の確認できる書類を提出いたします。

なお、仕送りの実態が証明できない場合は、被扶養者資格を削除されることに異議申し立ていたしません。

(＊)仕送り額は対象被扶養者の収入より上回っていることが条件となります。

平成　　年　　月　　日

被保険者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

記号－番号（　　－　　）

扶養認定６ヵ月経過後に提出する書類

東京不動産業健康保険組合　理事長殿

「仕送り額確認書」

（被保険者氏名）　　（仕送りを受ける被扶養者の氏名）

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し

毎月＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円を生活費として金融機関より定期的に

仕送りをしております。

その証として、「銀行振込明細の写し」または「通帳の写し」などの

証明書類を提出いたします。

平成　　年　　月　　日

被保険者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞